

令和元年度第7回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和元年10月10日(木)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後2時40分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員(会長職務代理) 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	8番 木村美紀委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 山中春夫委員 三島道政委員 友森一夫委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美徳委員 植田直道委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 田村係長 長谷川係長 妹尾主幹 高田主幹
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 米子市農業委員会委員の辞任同意願について イ 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について

オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(3) 非農地現況証明について

(4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

(5) 農地転用現況確認書の交付について

(6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について

(7) 県農業会議会議員の事務報告

(8) その他

議事開始 午後2時40分

議長（高西会長）

それでは、第7回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

それでは、議席番号11番の角委員と議席番号13番の高橋委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、木村委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

米子市農業委員会委員の辞任同意願について、米子市農業委員会委員の辞任について、農業委員会等に関する法律第13条の規定により、米子市農業委員会の同意を求めます。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

木村美紀農業委員の辞任の同意願いについてご説明します。木村委員から、令和元年9月30日付けで農業委員会会長あてに辞任の同意願いが提出されました。辞任の理由ですが、木村委員は会社を経営されておられますが、本年度は更に〇〇の職にもついておられるため、自らの業務の環境の著しい変化及び経済団体の役員就任等により、農業委員との両立が更に困難になったという理由のため、農業委員を辞任したいとのことで辞任はやむを得ないものと考えています。本総会で辞任の同意が決定しましたら、次は、市長に対し辞任願を出し、市長が辞任に同意した場合、辞任が決定となります。説明は以上です。ご審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明がありました。それについて補足します。農業委員は市長が推薦して議会の同意があって決まるということです。経済部長が直接の部署ですから、経済部長とも打ち合わせをし、本人さんの意向ということで今日こういうことになりました。大変残念だと思いますけどもご審議よろしくをお願いします。

そうしますとご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、同意と決定します。

続きまして、4ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは5ページ、番号29の目下について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号29の目下について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が農地の売買を希望されていたところ、地元で農地を探しておられた譲受人と合意され、売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は343アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

本案件については、植田推進委員より説明いただきます。

植田推進委員

29番の議案について説明します。現地調査及び確認については、9月30日に調査委員は高橋委員、植田推進委員で行いました。本案件については、9月の総会で承認された隣接地で、申請理由も同趣旨となっています。申請地は〇〇集落の東側に位置して、〇〇の北側に位置する山に囲まれた谷にある田です。現在、米は作っておられませんが、草刈り等維持管理されている農地です。受人は現在和牛を飼っておられ、申請地を採草放牧地とする計画と聞いています。なお、受人は認定新規農業者です。特に問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号30の尾高について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

番号30の尾高について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が、以前から耕作されていた農地を譲渡人と合意され、売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は98アールです。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

30番の議案について説明します。現地調査は9月30日、調査委員は中本委員、尾坂推進委員です。申請地は尾高で〇〇付近に〇〇があり、それから数百メートル北側にある田2筆1,675平方メートルの農地となります。本件は、以前より受人が耕作しており、渡人の相続が完了したためこの度合意され、売買を行うものです。現在は水稻をされています。受人は田を7反3畝、畑を8畝ほど耕作されており、問題無く農業に関しては頑張っておられますのでよいのではないかと思いますので、審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号31の石井について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号31の石井について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は譲渡人が、譲受人と合意され、売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は46アールです。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

遠藤農業委員

31番の議案について説明します。現地調査は10月2日、調査委員は遠藤委員、岩佐推進委員です。現地は稲刈りが済んでおり、きちんと管理されている田です。申請地は〇〇に位置し、田2筆合計1,164平方メートルの農地となります。譲渡人より買って欲しいとの要望があり、この度合意され、売買を行うものです。許可については問題ないと考えます。よろしく審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号32の尾高について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

番号32の尾高について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が、以前から耕作されていた農地を譲渡人と合意され、売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は300アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

32番の議案について説明します。現地調査は9月30日、調査委員は中本委員、尾坂推進委員です。申請地は〇〇の北側の〇〇側の田です。面積については、1筆1、189平方メートルの農地となります。本件は、以前より受人が耕作しており、高齢になり後継者もいないため、買ってもらえないかということで、合意されたということです。現在も水稻を2町8反、畑を3畝ほど耕作されており、許可については問題ないと考えます。審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、6ページ議案第3号をお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、7ページ、番号57の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

57番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、住宅の建築を計画したものです。10月5日に私が現地確認しました。造成計画は、現状のまま利用のため、整地のみの計画です。雨水の排水は、敷地内に浸透枳を設置し地下浸透の計画で問題ありません。汚水の排水は、公共下水道へ接続する計画です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しています。隣接農地はないため、耕作同意は不要です。開発許可についても、見込みがあることを確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号58の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

58番の議案について、説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は貸駐車場です。10月4日に大縄委員と山中推進委員で現地確認しました。造成計画は、現状のまま利用のため整地のみの計画です。雨水の排水は、地下浸透と自然流下により既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水は発生ありません。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しています。隣接農地はないため耕作同意は不要です。農地区分は、住宅等が連たんする区域内で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

ちょっと聞いてみますけども、雨水の排水は無いような事を言われましたが。

大縄農業委員

畑になっています、元々が。

議長（高西会長）

駐車場はいいですが、畑の上には例えば真砂とか砕石とか敷かれんですか。結局、駐車場だから心配だ、事務局その辺は。

事務局（田村係長）

現状のまま利用されるため、整地のみの計画となっています。地下浸透と自然流下で既設の道路側溝へ流す計画です。

議長（高西会長）

事務局に聞きますが、私が何で聞いているか分かりますか。

事務局（田村係長）

畑に対して駐車場にされるという形で、造成計画は現状のままという所についての事だと思いますけども。

事務局（宅和局長）

現状を整地して駐車場にという計画になっており、雨水の排水の方は自然浸透と併せ、既設の側溝に自然流下させる計画になっています。

議長（高西会長）

駐車場だと舗装しない場合は、特に雨が降った時に土砂が流れます。畑と言われるけど畑には車が入りません。四輪駆動ならいいけど、普通車なんか。駐車場ではトラブルが起きやすい。それは、駐車場から土砂が流れて排水路に土砂が堆積するという事がある。その辺はど

うかと思って聞いた。事務局はまだその辺が不勉強です。先でトラブルが起きた時に困る。その辺の事は申請を受けた時に申請者にきちんと話をして、そういう事をきちんと行って、将来のトラブルが起きないようにして欲しいのでよろしく頼みます。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

公本農業委員

舗装しなかったら雨降りの場合、タイヤに土が噛んで道路に出る。そうすると道路が汚れる。ここでトラブルの元だ。自分の場合、住宅を建てるとかあった場合、必ず碎石を敷いてくれと。クラッシャーじゃなくて40ミリをというふうに申請者に言っています。このままだと道路を汚して、実際トラブルの元だから大縄委員、言ってあげた方がいいですよ。以上です。

議長（高西会長）

事務局に言っておきますが、これが県の常設審議会なら通りません。何でこんなもの受け付けたのかと。駐車場については、車庫なら宅地の中で排水なんか住宅と一緒にいい具合になっているでしょうけど、貸駐車場となると営業用だから、特にこの辺は。狭いから、畑だからいってもんではない、必ずトラブルが起きる。県の常設審議会では通らない。そういう事をよく勉強して対応するようお願いしたい。他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号59の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

今の駐車場より一軒家を置いて北側です。転用目的は住宅の建築です。10月4日に現地確認しました。造成計画は、現状のまま利用のため整地のための計画です。雨水排水は、敷地内の溜桝から既設の道路側溝へ流す計画です。汚水排水は公共下水道へ接続する計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しています。開発許可についても、見込みがあることを確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域内で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号60の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

60番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建築です。造成計画は、盛土を最高40センチ行い、周囲を土羽打ちする計画です。雨水排水は、敷地内の溜桝から農業用用水路へ流す計画です。汚水排水は、合併浄化槽から農業用用水路へ流す計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しています。開発許可についても、見込みがあることを確認しています。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地集団のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号61の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

61番の議案について、説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。10月3日、関係業者から被害防除等の説明を矢倉委員、松本委員、事務局職員2名で受け、現地を確認しました。造成については最高20センチ、雑草対策は砕石で盛土を行い、草刈りは年3回程行うということです。隣接地との境目は、砕石をなだらかに傾斜させ、砕石の流出に配慮します。管理は

〇〇が行います。雨水の排水は、地下浸透で、現地の状況から問題はありません。フェンスの高さはコンクリートで基礎をしてその上に1メートルの高さでフェンスをする計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しました。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、第2種農地に該当します。転用について問題ありません。よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

公本農業委員

何カ所か管理者で挙がっていますが、管理ができるだろうか。従業員もそれなりの人数がおるのだったら出来るだろうけど。今月の始めに私に会いたいという事で来た時に話したのが、本業は〇〇という事を本人が言う訳です。さあ、そういうような体制で果たして上手く管理が出来るのか、大丈夫かと。

矢倉農業委員

過去に疑問を生じさせるような事案があったのですか。

公本農業委員

今回この〇〇は初めてですけど、来た人に質問したのです。そうしたら、うちは〇〇が本業ですと言ってきたのです。太陽光をやりたいので相談に乗ってくれという事で来たのです。

議長（高西会長）

矢倉さん、分かりましたか。

矢倉農業委員

聞きたかったのは、現実には都合な事案があったのかという事です。今言われるのは推測みたいに思えます。〇〇は、数年前から米子市の各地区で太陽光を手掛けてきた業者ですけど、今までにトラブルがあったという事は聞いていません。

公本農業委員

この会社がうんぬんではないですけど、先月か先々月の総会で足立委員さんから言われたのですが、草ぼうぼうにして困ったという発言がありました。現実に戻ってみると私の所でも、ここに書いてあるように、碎石を10センチ敷くとか色々防草対策をやるという事はあるけど、もうどんどん荒れています。だから委員会として要求している管理をしっかりと、フェンスをしっかりと、そういう掲示がある所において、果たしてここがきちりやるだろうかと質問した訳です。だめだとかではなくて、大丈夫ですかという事を質問したのです。

議長（高西会長）

矢倉さん、分かりましたか。

矢倉農業委員

私の範囲では大丈夫というふうに感じています。

森中農業委員

私の方の議案65番と66番については、同じく〇〇なんです。私の場合は、現地調査を業者と事務局と推進委員と私と4名で調査しました。公本さんが言われる通りかどうか分かりませんが、維持管理については、〇〇ではございませんとはっきり言いました。それで他の管理する業者も来ており、その業者が管理は私の方でやりますと。こう回答を得たものですから、私と田邊委員も了解し、そういう事なら良いのではということで現地調査を終ったところです。

議長（高西会長）

同じ業者でこれほど違うようだから、これは保留にして、事務局もう一度調べてもらって、必要だったら私も事務局に出かけて来る。いろいろ問題があっただけで、今森中委員が言われた所と同じ会社であって違いがどんな具合かという事をきちんと聞いて、県の方に回したいと思いますがいかがでしょうか。

他に何かご意見ありませんか。

結局、最終的に一番困られるのは地元委員さんです。東部や中部では激論かわされますけども、受けた時はどんな具合かって事を、もう一度委員さんも事務局も確認せにゃいけないと思っています。中にはフェンスをロープでする所もありますので、それはいけませんから、だもう一度皆で確認をして、隣地の人や、土地を貸与しておられる地主の人が困られんように、我々も勉強してきちんと業者に対して言うべき事は言って、そうしてこれからは、年に一回はその地区の委員さん、事務局でメガソーラーのチェックをと思っています。いけん場合は写真を撮って、エネルギー庁に通報しますと。エネルギー庁はそれに基づいて調査して指導すると思っていますので、今後そんなふうに対応してトラブルを防ぐようにと思っています。後ほど事務局が説明しますけども。

この件については、私は議長をしておいて何ですが、もう一度正して、そうして将来のトラブルが起きないようにした方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

遠藤農業委員

今回は決を採らないという事ですか。

議長（高西会長）

これは保留にして、事務局に事業者の方に来てもらって、同じ業者でも森中委員と公本委員さんが言われるのが違いますから、それを確かめないと。

遠藤農業委員

それで確認して問題が無かったら了解という事で、もう一度総会にかけるという事ですか。

議長（高西会長）

それは、もう一度皆さんに総会にかけて、皆さんの承認がなければ県には報告しません。

遠藤農業委員

はい、分かりました。

森中農業委員

という事は、臨時総会を開くという事か。

議長（高西会長）

いやいや、臨時総会はしません。来月の総会にします。

森中農業委員

事務局、申請が出てきたからには意見を付けて県に送る事になっているのと違うの。

事務局（宅和局長）

保留という事になりますと、法定の県に提出する期限もありまして。どうしても許可できない案件でしたら、お願いして取り下げてもら
う事もあります。今回の分については、ここでは役員会預かりという形にさせていただき、役員会で確認がとれれば、県に進達するという
ようなことで審議いただけたらと思います。

議長（高西会長）

役員というのは運営委員ってことか。

事務局（宅和局長）

そうです。

議長（高西会長）

心配するのは、地権者の方にも周囲の人にもそれから申請された人にも、きちんと公平に扱っていかないといけないと思いますけども、同じ業者でも、言っておられる事が場所によって違うとなると、やっぱりきちんと確かめないと。それから申請されたから、取り下げかあるいは県に送付しないとイケないという事なら、そういう附帯事項を付けてと思うが、事務局。

森中農業委員

ちょっと異議がある。運営委員だけでとあったけど、当該委員はどうしますか。

事務局（宅和局長）

森中委員さんのおっしゃるとおりで、地区の委員さんも必須であると思います。

議長（高西会長）

地元委員さんには出席してもらわないと、当然。

公本農業委員

悪い状態という訳ではなく、疑問符を持っただけのことです。出来たらこの業者さんに誓約書でも書いてもらって進めたらどうですか。

議長（高西会長）

農業委員会に誓約書なんか書いてもらっても何にもなりません。

公本農業委員

それでも制限にはなると思うけど。あるいは、会長同席で事務局に呼んで、こういう疑問が出ているけど大丈夫かと。

議長（高西会長）

今回保留にすれば、業者には来てもらいます。

公本農業委員

その方がいいです。だけど来て話ただけでは。ここに防草のこととか書いてあるように、きっちり20年間管理しますと明記された方がいいと思います。

議長（高西会長）

それから、第三者が管理するというのは、きちんとした取り決めをしてもらわないといけない、本当は。

公本農業委員

だめという前提じゃなくて、実施してもらう事を前提にして、実施するにはどういうふうにした方がいいかという事を事務局に頑張ってもらいたいと思います。

森中農業委員

65番、66番は私の説明ですが、私と田邊委員も了解したのは、業者がきちんと管理するという約束だったものですから了解したと。

角農業委員

矢倉さんが説明された地域は、農業は出来ないような土地です。それで今、太陽光でもやらないと地区の人は農地をもう維持出来ないという状態で。それで隣に迷惑をかけないという状態の中で、農業委員会としては業者にいろいろ条件付けて約束させてやってもらうという

方向にせざるを得ないのではないかと思います。今、却下という話が出ていますが私は反対です。出来るだけやるようにして、迷惑をかけるような方向に持って行くのがいいと思います。

議長（高西会長）

誤解されんようにお願いします。今回保留と言ったのは、よく確かめてどんな具合かという事を確認した上で、転用する事によって周囲の農地や周囲に迷惑がかかるかどうかという事が一番大事な所です。その辺をきちんと業者に説明を受けて、皆が納得すればという事です。

きちんとした管理をされる業者あるいは地権者が直接事業をされる時にはそういう人と契約して、きちんと周囲に迷惑をかからんようにという事をお願いするのがと思います。以上です。

他に何かありませんか。

遠藤農業委員

今、太陽光の管理者について、管理者が信用おけるのかどうかという問題で来ていますが、先程局長からあったように、〇〇の関係する案件については、事務局、執行部、該当委員さんを、〇〇を交えて、問題が有るのか無いのかを確認してもらって、問題が無いなら賛成したいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高西会長）

はい、分かりました。

矢倉農業委員

ちょっといいですか。この〇〇ですけど、私としては問題無いというふうに見ています。この案件については、業者から説明があって、いいのではないかと判断しました。先の事については、私らが言う問題ではない。公本さんが言われた、雑草が管理されていないという事であれば、事務局として確認をしてもらいたいなと思います。

議長（高西会長）

はい、分かりました。事務局にお願いしますが、矢倉委員が言われたように、この業者の今までの現場を調べておいて。

今、遠藤さんが言われた件ですが、いかがでしょうか。同じ業者の分は保留で、聞いてからもう一度審議したらという事です。

井田農業委員

今、遠藤委員さんが言われたその通りだという私も思っていますけど、業者、事務局、執行部と地元委員さんと話をされて、それで良かったらOKで、11月の総会で報告をしていただければいいと思います。

議長（高西会長）

そうしますと、今遠藤委員さんと井田委員さんがおっしゃった事で、そういう具合に対応したいと思います。

賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

森中農業委員

11月総会という事ですか。

井田農業委員

すぐに話をされるでしょ、この件は。そうすると11月の総会では結果を報告して、こういうふうに決まりましたという事になればそれでいいじゃないですか。

議長（高西会長）

ただ時間がかかれば県に間に合いませんから、11月の案件と一緒に県の方にとしますし、出来れば11月の総会でもいいかなと思いますけど。幸いにしてこれ面積が小さいですが、3,000平方メートル以上だったら県の農業会議では通りません。いつも言いますように、将来のトラブルが起きないようにと、我々委員は、業者の立場でなくして、いかに周囲に影響が無いかという事をきちんと、

その辺を誤解無いように。丁寧に取り扱って、皆さん納得いくように、将来トラブルが起きないようにしたいと思っていますので、間違っても現場写真を付けてこういう事で指導してくれという事が無いようにと思って、心配して言っています。その点も併せてご理解いただきますようお願いいたします。事務局に聞いてみますけども、今日審議したのは何日までに県に出さないといけませんか。

事務局（高田主幹）

受付してから40日です。

議長（高西会長）

ほんなら、時間はある訳だな。

事務局（高田主幹）

9月17日受付ですので、そこから40日という事です。10月27日で、今からほぼ2週間です。

議長（高西会長）

分かりました。まあ、慌てなくても、必要なら11月の総会にもう一度きちんと皆さんに諮ってした方がいいかも知れんな。

吉澤農業委員

今まで農業委員になって審議して、保留という事は無かったと思います。却下も無かったですけど。今、この場の雰囲気は保留するみたいな雰囲気になっていますけど、保留じゃなくて、条件付きでこの場は通すと。その条件についてはここできちっと審議して、その条件は執行部なり地元委員が間違いなく確認をすると。それでだめだったら、ここで通しといたけども結果的には落とすと。それでよかったら来月の総会でこの条件に合っていたから通したというような事でないかなと思うのだけども。保留というのは、今、会長がいろいろ心配されておられるけども、何かちょっとその辺が、皆さんと認識が合っているのかなと、こう言う思いで質問したのですけども。

議長（高西会長）

事務局としては、どうするのが一番いいと思う。

事務局（宅和局長）

事務局としては、今、吉澤委員さんがおっしゃられたとおり、役員会預かりで、どういう条件だったら通すかという事をここで詰めておいて、この場は条件付きで通す。後は役員会で本当に通すかどうかを確認するという。通した場合は、県に進達してその次の11月の総会で、役員会でこのように確認したので通したという報告が出来る形がいいと思っています。

議長（高西会長）

まあ、そんな方法で保留っていう言葉を使うのが良いのか悪いのか、そうして聞いて、改めて来月の総会にかけさせていただくと。それで取り下げして欲しいときは、こういう事で委員会では何だったので、取り下げしてくれと。取り下げても改めて受けない訳ではないですから、そうした方がいいのかなあと悩むところですけども。

遠藤農業委員

いずれにしても、良いとか悪いとかでなくて、管理に疑問という事ですので、この点だけを事務局、執行部、現地委員さんで再度確認していただいて、この場は通していただいて、その結果は役員会の中で。

議長（高西会長）

それならここでは承認して、そうして後の何は役員と地元委員にお任せするっていう事ですか。

遠藤農業委員

そうです。

小西農業委員

今、〇〇が問題になっているようですが、事務局は何回もこの人達に会って、今まで何回も通して指導してきていると思います。〇〇呼んで、会社の決算書出せとか言ったって、10年先この会社がやっているかどうかなんて判断出来ないから、だめと言う訳にもいかない。約束している事をあなたは出来ないだろうという事もできない。今まで指導されてその通りに申請されてきて管理者としてOK出しているのに、この案件だけ保留という訳にはいかないのではないかなど。この間運営部会で、新たに太陽光の注意事項で業者にこうするよっていうような、後で説明があるか分かりませんが、そこからやらないと、いきなりあなたの会社は訳が分からんから説明しろと言われても。

議長（高西会長）

小西委員さんが言われる事、そんな失礼な事は言われません。決算書を出せなんて事は。

小西農業委員

今はこれが大丈夫かどうかって話ですよ。

議長（高西会長）

そうです。例えば事業者と実際にメンテナンスをする業者とは違いますから、それがどんな取り決めか、そういうものを提示してもらわないと。それが今まで取り決められてこうだなんて事はありませんでしたから、きちんとしないと。

森中農業委員

春日では、かなり〇〇が申請をして許可をもらって、今日まで営業しています。従って、地元関係者、農地実行組合長、水利組合の同意を取り付けてあり、今日まで一件も苦情は無いし、問題が無いです。今回の65番、66番の件について、改良区とかいろいろ質問があって、それで現地で業者と事務局なり、そういった所も呼んで説明を受け、〇〇が管理じゃなくて違った業者で管理するという事で、きちんと契約もするって事になれば結んでもいいとの話ですから、了解したという経過です。

矢倉農業委員

今審議されている案については、公本委員が〇〇は管理が行き届いていないという発言からだと思うんですが、そうじゃないの。

公本農業委員

そうじゃなくて、これだけ多くの物件を限られた人数で大丈夫ですかという事です。

矢倉農業委員

そういう事を言うのは誠に失礼な話です。人や会社に対して大丈夫ですかなんて。

公本農業委員

審議するのに、心配だからどうですかという訳だから。

吉澤農業委員

いつも問題になって気になっているのが、この雑草対策、皆さんこれが心配の種だと思うのですが、これ見ると状況を見て定期的に草刈りを行うという一文で終わっています。状況、定期的というのも人それぞれです。この位伸びたら草を刈ってくださいという事を入れておいて、それ以上伸びたら、これはというような事が言えればいいと思いますけども。あやふやな言い方じゃなくて、誰が見てもこれはというのをある程度数値的に決めて、雑草対策はそういうものだとしてもらったら、すっきりするのかなあとと思います。

角農業委員

そのためにこれを作ってもらったのです。例えばフェンスが見えなくならないように除草するとか。

議長（高西会長）

今後は事務局で今日説明して皆さんが納得してもらったら、今後受け付けるのはこれに基づいてきちんとしてもらって、申請を出される

前に地元委員さんも事務局も現地で業者も交えて話をし、良く理解されたものを受け付けるという事にしてもらいたいと思います。

高橋農業委員

他にも管理会社がありますけど、そこがきちんと管理するかどうかの判断は、どういう基準を持ってその会社がきちんとするのかと判断するのか、というのはものすごく難しいと思います。その会社が本当に大丈夫かどうかという事を確認しようとするのであれば、財務資料の全てを確認してかからないと、それはものすごく難しいと思うんです。その基準をどういうふうにするか、難しい判断になると思います。そこまで農業委員会が責任を負うべきなのかどうか。例えばその管理会社に今後の管理はきちんとやります、雑草対策はこういうふう、フェンスもこうと、誓約書を取っておくという事でしか対応は出来ないだろうと思います。

議長（高西会長）

まったくその通りだと思います。本当に将来はどうかなんて事は調べられる訳ではないしね。我々農業委員会がそんな事までする事はない。ただ、どんな取り決めをして、事業者の方がどういう方で後のメンテナンスは誰が、草刈るばかりじゃないですから、誰がメンテナンスするのかという事をきちんと表示してもらって、誰もが分かるようにしてもらえば問題は無いと思いますけども。そこまでして、先でトラブルになることもあるようですが、そこまでは農業委員会は責任を持ちません。この案件を通す時にきちんとその辺を明確にしておけばそれでいいと思います。

田中農業委員

今までこの業者で通してきているのに、今回の心配は良く分かりますが、許可しないといけないのではないかと思います。先日運営特別委員会で、太陽光の受付の時のマニュアルを整理して、その辺の所で今いろいろ議論が出ている項目を列挙して、それをクリアしてもらおう形でいこうという結論を付けました。その辺の肉付けを、今日、公本委員さんが心配されているような事を網羅していけばいいのかなと私は思います。

議長（高西会長）

私もそうです。そう思って今日ね、この間運営委員さんに説明をして、皆さんの了解を得た訳です

森中農業委員

事務局、被害防除計画を該当委員は貰っているのですが、これは全委員に渡っていれば大体分かると思うのですが。従って、被害防除計画を全委員に配布してもらいたいなど。

事務局（高田主幹）

森中委員さんの被害防除等の話も出たのですが、それをまとめたものが別紙に記載してあります。それぞれの被害防除の観点で雑草の事も含めてですけど、被害防除の盛土、擁壁、雨水の対策を書かしていただきました。それを地元の委員さんに確認していただいて、業者も立ち会ったという事で、それでOKという話をいただいて、今回審議していただいています。一般基準、立地基準とあるんですけど、その内容を審議していただいて現地等に影響が無ければ意見なしの方向でと私は考えています。

事務局（田村係長）

ちょっと情報を加えさせていただきます。草刈りの事についてもどうされますかと質問をしています。現場で委員さんと一緒に聞き取りもしました。年に何回切りますかと聞いたのですが、私共は基本的には荒廃農地ばかりしているけど、場所によって、年によって生え方が違う、だから年に何回かとは言えない。ただし、被害防除計画に書いていますが、現場を見て対応すると。防除計画についても、碎石を転圧することによって20年間長期に渡って草押さえが出来る。もし疑問に思われるのだったら1年半前に設置した私共の所を見てください。それを事務局も地元の委員さんも聞きましてこの度の判断になったという事を情報提供させていただきます。

議長（高西会長）

後で話すけども、委託されたものは、契約書を見ないといけません。特に草についてはなかなか難しい。それで私がいつも言うように、なかなか大変だと思うけども、防草シートを敷いて、上に碎石を10センチか15センチ敷いてくれってうちの集落ではしてもらおうけどね。

やっぱり最初が大事で、それは実際にやる人、周囲の事、そういう事もきちんと何して決めて。具体的にどうなっているのかって事でないと審議するにもいけませんし、県にも言われません。やっぱり誰が考えても反対している訳ではないですから、その辺を具体的に。

公本農業委員

会長、申訳ないけど、委員同士でちょっと話をさせてくれますか。その都度、その都度会長が入れると、話が長引いていけないので。

議長（高西会長）

いいですよ。

公本農業委員

要するに私が言ったのは、〇〇が様々にやっているけど大丈夫なのかと質問をした訳であって、それに対して矢倉さんも大丈夫だというふうに言われるし、事務局も田村さんが話の中の防草の関係もこうしますという事は、初めて分かった訳だから、それで大体話がまとまるのではないですか、5分か10分くらいで。どうですか角さん、そんな感じで。これはえらい矢倉さんには失礼な事言ったかなと思っているけども、審議する場で発言も認めないというような審議は無い訳だから。ちょっと疑問に思えば質問して当たり前じゃないですか。

角農業委員

後で説明されますけども、太陽光施設の場合の受付の留意点というのがありますが、これに合致していれば農業委員会としては受けていいのではないかと思います。あまりそんなに農業委員会で太陽光をどうのと言っても、特に弓浜部なんかの放棄地の場合は、地元からの要望でもあるので、農業委員会の方であまり締め付けだけをやらないようお願いしたいと思います。

議長（高西会長）

荒廃地でもなんでもいいですから、きちんと管理してもらえば、将来にトラブルが無ければ問題ないですけども、それが具体的に大丈夫かって事は皆が色々言われたと思うんです。何にしても時間かかりますから、この案件については、とりあえずこっちに預らせていただ

いて、業者の人に来てもらって役員さんで判断させていただいて皆さんに報告という事にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

上がってない人があるけども、ちょっと事務局、きちんと確認して。今言いました事でいい人は、挙手願います

矢倉農業委員

ちょっといいですか。〇〇が過去に行った事例の写真とかを事務局で調べるか写真を持って来てもらうのか、そういう現状を報告して、話だけではなく、現実を直視して判断すべきじゃないかなと思うんです。

森中農業委員

今、過去に問題は無いと私は理解しております。これから先の話になるときりが無い。

議長（高西会長）

今、矢倉さんが言われるのは、そうだと思いますが、折角業者の人が来られるから、その人がした現場を調べて写真を撮って、問題が無かったらいいので、いけんところは今後どうされるのかとかという事にすればいいじゃないかなあ。

そういう事を含めてもう一度採決します。今言いました事で良いという方は、挙手をお願いします。

議事録に残しますので。手を挙げてない人は3名。

議長（高西会長）

そうしますと、8ページ番号61については、そのようにしたいと思います。

続きまして、番号62の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

5条62番の議案ですけども、先程からずっと審議されている中の一つで、要するに譲受人と譲渡人が違うだけで管理するのは〇〇で、

場所も道を挟んで相対する所です。先程言いましたとおり、転用目的は太陽光発電です。

議長（高西会長）

ほんなら61番と62番は一緒に。ほんなら事務局そんな具合で。そうしますと矢倉委員さんが言われました61番と62番は、一緒に扱いをさせていただくという事でいいですか。

そうしますと、9ページ63番の大篠津について審議します。担当委員さん説明をお願いします。

角農業委員

5条63番の議案について説明します。63番は持ち主が管理出来なくなったという事で、太陽光発電という事で業者に売買という事です。9月18日に発電業者の方と私と本池委員、事務局職員2名で現地説明を受けました。造成なしで草を刈り、田ですのでそのまま太陽光を設置するという事で、雨水の排水は、地下浸透で現在もそのままになっていますので問題ありません。フェンスは1メートル50センチの物を付けます。隣との緩衝地は50センチ設けます。雑草対策は責任持って施工業者が地元の業者をお願いして年3回程草刈をするという事です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しました。総合的な管理は〇〇が行います。農地区分は、300メートル以内に駅等がある農地のため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願います。

議長（高西会長）

さっき雑草対策は地元とおっしゃいましたが、誰かに委託してやられる事ですか。

角農業委員

委託してやられるという事でした。よく見える所に〇〇の名前と連絡先の電話番号が書いてあって、必要があったらそこにしてくれということでした。

議長（高西会長）

はい、分かりました。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

標識なんかもきちんとやられるでしょうね。

角農業委員

標識については念押ししまして、見える所に付けるという事で。

議長（高西会長）

はい、分かりました。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号64の大篠津について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

角農業委員

5条64番の議案について説明します。63番と同じ持ち主ですけど場所が〇〇付近で、9月18日に発電業者と私と本池委員、事務局職員2名で、現地で説明を受けました。持ち主さんが畑としては使わないので、売りたいという事で太陽光発電という事です。申請者の代表が来ておられて、それでこれも造成なしで、そのまま草を刈り、そこに支柱等を建てて太陽光発電装置を付けるということです。雨水排水は地下浸透で、現地を見ましたが、砂地で雨はすぐ浸透するという状況で問題ないと思います。フェンスの高さは1メートル50センチです。雑草対策はできれば地元の業者に依頼して年に3回刈るという事でした。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しました。隣接耕作者は施設入居中で判断がつかないため、その人の子に確認したら、誰が後継ぐか分からんが作ってもいいという意見はもらっています。総合的な管理は〇〇が行います。農地区分は、300メートル以内に駅等の施設がある農地のため、第3種農地に該当します。

転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号65の一部について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

森中農業委員

65番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置です。場所については、今日三番目に高島の同じ太陽光発電の現地調査をいたしましたあれから東に大体600メートル程上がった所に県道との突き当り〇〇の〇側になります。9月26日に田邊推進委員と、事務局、業者と三者で、被害防除等の説明を受けて現地確認を行いました。造成計画は、碎石を大体10センチから20センチ程度敷設する計画です。雨水の排水は地下浸透と、自然流下により農業用排水路へ流す計画という事です。水路側の一部については、碎石敷設を止めて浸透性を高め、出来るだけ流入を少なくする構造となっています。また、周囲に高さ100センチのフェンスを設置とあります。雑草対策は〇〇に代わって他の業者が管理するという事で説明を受けています。実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。春日ではかなりの太陽光が設置されたという事で、自治会の中で問題があったという事がありましたから、自治会長の同意も添付をしているところです。隣接農地もないため耕作者の同意はありません。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地であるという事です。転用について問題は無いと思ひますので、審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

小西農業委員

たぶん、先程の件と中身は一緒だと思うのですが、同じようにさっきの条件付きというやり方ですか。

議長（高西会長）

やっぱり、せっかく来ていただきますので、それは聞いてみないといけんと思います。冒頭に言いましたとおり、この〇〇がしている現場を事務局に事前に調査させて、そういう事も含めて話をとっています。

小西農業委員

じゃあ、さっきと一緒に。

議長（高西会長）

はい。

いいですか。他にありませんか。

矢倉農業委員

ちょっと待って。採決というより、管理者は先程の大崎の件と一緒に〇〇な訳ですが。それで大崎の件は審議を保留でしょ。

議長（高西会長）

あの時についてはいろいろ出ましたから。それで業者の人に来ていただくものですから、これもどんな具合かって事で採決してもらったとしますか、それでも具体的に聞いてみてせにゃいけんと思います。

矢倉農業委員

いやあ、大崎の件も採決はしなかったでしょ、先程。採決どうですかとは言われなかった。

議長（高西会長）

だから、遠藤さんが言われたように、こうするように採決しました。

小西農業委員

業者を呼んで確認をして次回に報告するという事ですね。それでいいかという事ですね。

議長（高西会長）

同じ業者ですから、これについてもせつかく来られるものだから、今までの所はとか。

小西農業委員

さっき私が反対した同じ採決ですね。そういう趣旨ですね。

議長（高西会長）

私が反対したっていうのは。

伊塚職務代理

さっき三人の人が反対された。

議長（高西会長）

そうです。

小西農業委員

そういう事ですね。

森中農業委員

その辺がちょっと分かりにくいという事もあるので、まとめてもらいたいと思います。何時そういう業者を呼んで意見を聞き、いつの時点でこれを委員として反対か賛成かを決めるのかという事も併せて、整理して欲しいです。

議長（高西会長）

そうしますと、この〇〇の分は来てもらって説明を聞いて、臨時総会でも開いて審議します。

伊塚職務代理

今の意見は、賛成、反対の話で。いいと言うのは遠藤さんが言ったように、役員会できちんと地元の委員に聞いてもらって、OKだったらそれでGO、その報告を次の会にしますという事です。なんで聞くのかという理由は、後から説明があると思うのですが、運営委員会である程度決めた訳でこうしましょうと。今まであった問題もきちんとやろうという事で話して決まった訳で、それで役員と地元の人で話をして、全部OKだったらそのまま行く。そういう事です。

森中農業委員

この議案の取扱いについて、これの説明を受けてからその採決に賛成か反対かというのを決めるのかどうするかって事を、いつ業者を呼んで説明を受けた内容で採決という事になりますかという事を聞いたのです。

遠藤農業委員

いいですか。先程採決したのは、太陽光については問題ないと。それについて採決したのであって、管理の問題で疑義が生じているので、それに関しては役員さん、地元委員さん、事務局を交えて業者と話し合っ、それで問題無ければここで決定したとおりと。そこで問題があるならそこで駄目というのを判断していただくと考えていますけど。

矢倉農業委員

11月の総会にと会長言われたけども。

伊塚職務代理

11月には報告しますという事です。

矢倉農業委員

結果報告が11月ですね。

伊塚職務代理

運営委員会でした話を後から説明しますので、これを誰もがやっていけばいいですから。

議長（高西会長）

それでねえ、65番と66番は管理者が〇〇でその時に来られるからよく聞いてみてからという事です。それを前提に採決しますので、賛成か反対かを。

他にご意見ございませんか。

田中農業委員

もう一度再確認ですが、要は61番、62番、65番、66番は、要はここで許可出してしまっ、それで確認でその〇〇を呼んで、ちゃんとやりなさいという事でしょ。

議長（高西会長）

はい。

角農業委員

説明がそれだったらいいです。止めてしまうと思ったものだから反対だと。賛成でしておいて、後で確認をするという事だったら。

議長（高西会長）

決して業者を偏見持って見たり、えこひいきしたり、そういう訳でなくして、あくまでも転用について近隣の農地に影響が有るか無いか、あるいはその後、本当に約束されたような管理がされるのか確認して。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでこの何は、現場で来ていただいた業者に良く聞いてみて、また報告しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

矢倉農業委員

61番と62番は、採決があったということでいいですか。

議長（高西会長）

そうです。

続きまして、番号66の一部については一緒な事ですが、他に何かまた地元委員さんにも説明を一緒な事をしてもらえばいいと思います。これで採決したいと思います。いかがでしょうか。

（異議なしとの声）

そうしましたら、ご意見、ご質問がありましたら。

無いようですので採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

議長（高西会長）

続きまして、番号67の高島について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

67番の議案について説明します。詳細は議案のとおりです。転用目的は太陽光発電施設の設置です。9月26日に田邊推進委員と、事務局、業者と3者で、被害防除について現地説明を受け確認をしたところです。造成計画は、現状のまま利用のため整地のみの計画です。雨水の排水は地下浸透と自然流下により農業用排水路へ流す計画です。転用により隣接農地への通路がなくなることから、新たに敷地内に代わった進入路を設けるとの事です。また、周囲に高さ100センチのフェンスを設置します。雑草対策は年4回行う予定としています。パネル等の総合的な管理は〇〇が行います。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当します。自治会長の同意も連名で取ってあるところです。転用について問題はないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

小西農業委員

これは管理者が〇〇という事ですけど、さっきの〇〇と全く同じですよ、管理者が第三者でどっかに委託する。同じ扱いになりますか、〇〇と。ここは良くてここはいけんよって事にはならないと思うのですが。

議長（高西会長）

〇〇は自分の所でされるでしょ。

森中農業委員

〇〇が申請者で、それで〇〇が管理すると。〇〇の方から出向いてやりますからという話であったものですから、それで田邊推進委員と二人で協議した結果、いいですという話をしたのです。

小西農業委員

〇〇は問題ないと思っていますけど、じゃあ〇〇はなんで駄目なのかと。

議長（高西会長）

それは、公本さんが。

小西農業委員

公本さんは多分一般論を言われたと思うのですが。

議長（高西会長）

一般論って、〇〇がそういう管理で草が伸びても刈らんとっている訳ではないと言うなら分かるわ。

米澤推進委員

一般論にそんな事を言ったら。

議長（高西会長）

ここで法に基づいて審議するのに、仮の話をされてもいけん。私は公本さんが言われた事は、現実にこの業者の管理が悪くて草が生えていると思い、いろいろ話したのです。想像で言われるは話なら別だ。皆さんどうです。法律ってそんなもんです。我々が審議するのは、仮定や例え話じゃないです。いかがですか。今になってそうだったら、最初から公本さんから言われたやつでもう一度審議せにやいけん。

小西農業委員

会長、それはよく私も理解していますが、こっちが良くてこっちがいけんというのは。

議長（高西会長）

そういう事はありません。

小西農業委員

それならいいです。

議長（高西会長）

何回も言っていますがえこひいきはいけません。役員としては許しません。公平に扱って、そうして地区の委員さんは、その地区の農家の立場でお世話をとっていますが。仮の話や例え話ではいけません。最初のあそこの公本さんが言われたのは、最初決めたあれでいいですか。

小西農業委員

いいです。

議長（高西会長）

分かりました。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号68の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

68番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建築2棟を計画したものです。9月30日に私と尾坂委員で現地確認しました。造成計画は、一部、切土60センチして、全体に盛土最高10センチの行う計画です。擁壁は、コンクリートブロックを12センチ×3段設置します。雨水の排水は、敷地内の溜桝から既設道路側溝へ接続する計画で問題ありません。汚水の排水は、農業集落排水へ接続する計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しています。土地改良区は該当ないため、同意は不要です。農地区分は、周囲が住宅等で囲まれており、住宅等が連たんしている区域のため第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号69の淀江町高井谷について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

田中推進委員

69番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。申請者は、孫と祖父の関係でして、お孫さんの方が今、市内のアパートでお住まいですが、将来の子育てとか介護とかの事を考え、実家の隣地にあります畑地を利用して一般住宅を建てたいという事で転用されます。現地確認は10月4日に行っています。造成計画は、現状のまま利用して整地のみを行う計画です。雨水の排水は、敷地内の溜桝から、既設の農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水は、農業集落排水へ接続する計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しています。土地改良区は該当ないため同意は不要です。農地区分は、周囲が住宅等で囲まれており、住宅等が連たんしている区域のため、第3種農地に該当します。転用について特に問題はございませぬので、審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、11ページ、議案第4号をお願いします。

農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは、12ページ番号1から19ページ番号254を審議します。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

机の上に日下、福万で一冊、別所で一冊、全体図と詳細図の航空写真を置いていますので、参照いただきたいと思います。なお、地権者から農地として再生する意向があった場所は判断の対象から除いています。それでは説明します。12ページ番号1から15ページ番号103までの日下、福万ですが、1枚目に日下、福万の全体図、次に詳細図をつけています。次に番号104から19ページ番号254までの別所ですが、1枚目に別所の全体図、次に詳細図をつけています。全て現況は山林又は原野であり、非農地であると考えます。以上ご審議お願いいたします。

伊塚職務代理

地元委員さんから補足があれば願います。

遠藤農業委員

別所についても、推進委員さんの現地調査の結果、山林ないし原野になっている事を確認しています。

植田推進委員

日下と福万について説明します。昨年11月と本年2月に高橋委員さんと私で現地確認をしています。見ていただきますとおり、航

空写真のとおり現地は山林原野と認定して問題ない状況でしたので、補足させていただきます。

伊塚職務代理

そうしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定とします。

続いて、19ページ番号255から番号256を審議します。

関係者の遠藤委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

全て現況は山林又は原野であり、非農地であると考えます。以上ご審議お願いいたします。

議長（高西会長）

地元委員さんから補足があればお願いします。

そうしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定とします。遠藤委員の着席を求めます。

続いて、20ページ、議案第5号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、23ページ番号10-1から番号10-5を審議します。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

利用権設定各筆明細について説明します。

23ページ番号10-1から10-5は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、26ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号10-1から30ページ番号10-20を一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明します。

26ページ番号10-1から30ページ番号10-20まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので5件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で4件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で7件、Dは期間満了による更新で4件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

10-17の利用権の種類は賃貸借か使用貸借なのか、どちらが正解ですか。

事務局（田村係長）

今、ここで確認がとれません。後で確認をして、改めて来月の総会でご報告させていただきます。よろしくお願いします。

議長（高西会長）

はい、了解しました。ほんなら次の総会までに調べてさせます。

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、32ページ、議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、33ページ番号1から36ページ番号14までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明します。

33ページ番号1から36ページ番号14まで、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号14の選定理由は以上です。ご審議よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。
審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当局長補佐）

報告します。

39ページから41ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、10件を受理しています。

次に、42ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について2件を受理しています。

次に、43ページから44ページの非農地転用現況証明について、7件を証明しています。

次に、45ページから46ページの地目変更登記に係る照会に対する回答ついて、鳥取地方法務局に対して、2件を回答しています。

次に47ページの農地転用現況確認書交付について、5件を交付しています。

次に48ページから49ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、2件を証明しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

森中農業委員

非農地転用現況証明っていうのは、9月29日に現地確認したけども、それについてはどんな。

事務局（長谷川係長）

議案作成日が現地調査日より先でございまして、基本的に月末に調査する非農地申請については、翌々月の総会の議案という形で毎月報告していますので、11月総会で報告させていただきます。

森中農業委員

本人さんが私の所に非農地証明についての署名捺印をお願いするという事で来ましてね、今日出して10月の総会でお願いする事になると聞いたものですから。いつまでにすれば翌月の議案に出て来るわけ。

事務局（宅和事務局長）

議案の締切日が25日くらいを締切りにしていますので、それより前に証明書の発行が出来れば次の総会の議案に間に合います。

森中農業委員

25日までに確認をすればいいという事か。25日に間に合わないという事になれば、事務局も早く現地確認をしなければいけないと思うが。

事務局（宅和事務局長）

転用も非農地証明も同じ17日を締め切りとしており、申請が大量に出てきます。大量の書類審査や現地の確認もありますので、非農地証明だけを早くするという事が難しいため、月末頃にさせてもらっています。

森中農業委員

我々の認識では、17日までに申請すれば、非農地に限らず3条でも4条でも5条でも、翌月の総会にかかる認識を持っているけど、17日までに申請したけど、現地調査が25日まででないと議案に間に合わないならば、間に合うよう現地調査をするべきだと思うけども。

事務局（長谷川係長）

非農地証明の案件については、ご承知のとおり報告事項という事で総会の報告前であっても申請者に対しては証明書の交付を行っていただきますので、支障はないかと思えます。審議案件でございましたら、17日締めで受付けたものについては翌月の総会で審議すべきですが、あくまで事後報告の案件ですので、調査日の関係で議案に間に合わないという事で支障はありません。

議長（高西会長）

はい、次進めます。他にありませんか。

矢倉農業委員

高齢の人が、誰かに借りて欲しいと相談に来られて、中間管理機構を利用するよう指導したのですが、その後、借りる事になったかどうか全く報告がされてない。以前にも農地相談に来られたらその結果を報告してもらわんといけんと言った事がありますけども。

議長（高西会長）

報告が無かったって事ですか。事務局の失態かも知れんが、借りたって連絡はしてあげなかったのか。忘れていたならしょうがないけども、今後は気を付けてきちんと地元委員さんには。

矢倉農業委員

相談のしっぱなしというのはよくないので、よろしくお願いします。

事務局（長谷川係長）

かしこまりました。

矢倉農業委員

皆さんの相談の件でもあるじゃないかなあとと思って。

高橋農業委員

私も中間管理機構に不安を感じております。貸付申込書を一年以上前に出しているけど、全く返答が無いという話が入ってきて。私個人も2年程前、4筆程貸付申込書を出していますが一言も無い。中間管理機構に確認してもらわないと、せっかく相談に来られて、中間管理機構にこれを出しましょうとして、1年、2年放置というのは。

議長（高西会長）

機構がその結果を知らせないという事ですね。米子の本部長にその事はよく話して、そういう事が無いよう途中経過をきちんとと言うように注意したいと思います。何もかも中間管理機構に任せる訳じゃなしに、私達も探してですねえ、それか受ける人がおれば中間管理機構で契約してもらって、トラブルは機構で解決させるようにしています。せっかく国が考えた事業です、農地が遊休農地や荒れている所も再生出来るものは、機構の費用できちんとして。その辺も含めて機構にはよくお願いして注意しておきますのでよろしくお願いします。

他にありませんか。

無いようですので、県農業会議会議員の事務報告をさせていただきます。

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局（日浦担当事務局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

これを持ちまして、第7回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後6時10分